

# 長寿命化計画 (準用河川等編)

(案)

令和3年3月

笛吹市役所 建設部 土木課

# 目次

<b>第1章 長寿命化計画策定の背景と目的、位置づけ</b> .....	1
1 策定の背景と目的.....	1
2 笛吹市公共施設等総合管理計画と長寿命化計画の関係.....	2
<b>第2章 長寿命化計画の対象施設と計画期間</b> .....	3
1 長寿命化計画の対象.....	3
2 計画期間.....	3
<b>第3章 長寿命化計画の対象を取り巻く現状と課題</b> .....	4
1 現在の課題.....	4
2 将来の課題.....	4
<b>第4章 管理に関する基本方針</b> .....	5
1 インフラの考え方.....	5
2 長寿命化に向けた基本方針.....	5
<b>第5章 評価の方法</b> .....	6
1 機能の必要性.....	6
2 優先度.....	7
<b>第6章 個別施設管理方針等</b> .....	7
1 優先度に応じた対策.....	7
2 個別施設管理方針.....	8
<b>第7章 今後の対応方針と本計画の実現に向けて</b> .....	10

## 第1章 長寿命化計画策定の背景と目的、位置づけ

---

### 1 策定の背景と目的

笛吹市は、人口減少、少子高齢化が進行しており、この傾向は、今後も続くものと予測されます。

また、財政状況が厳しさを増すなか、新たな行政ニーズに応えるとともに、引き続き質の高い行政サービスを提供していく必要があります。

一方、市の公共施設は、合併前の旧町村において、その時々々の行政ニーズに応じて類似した施設を整備したため、更新時期が一定の時期に集中することが懸念されています。

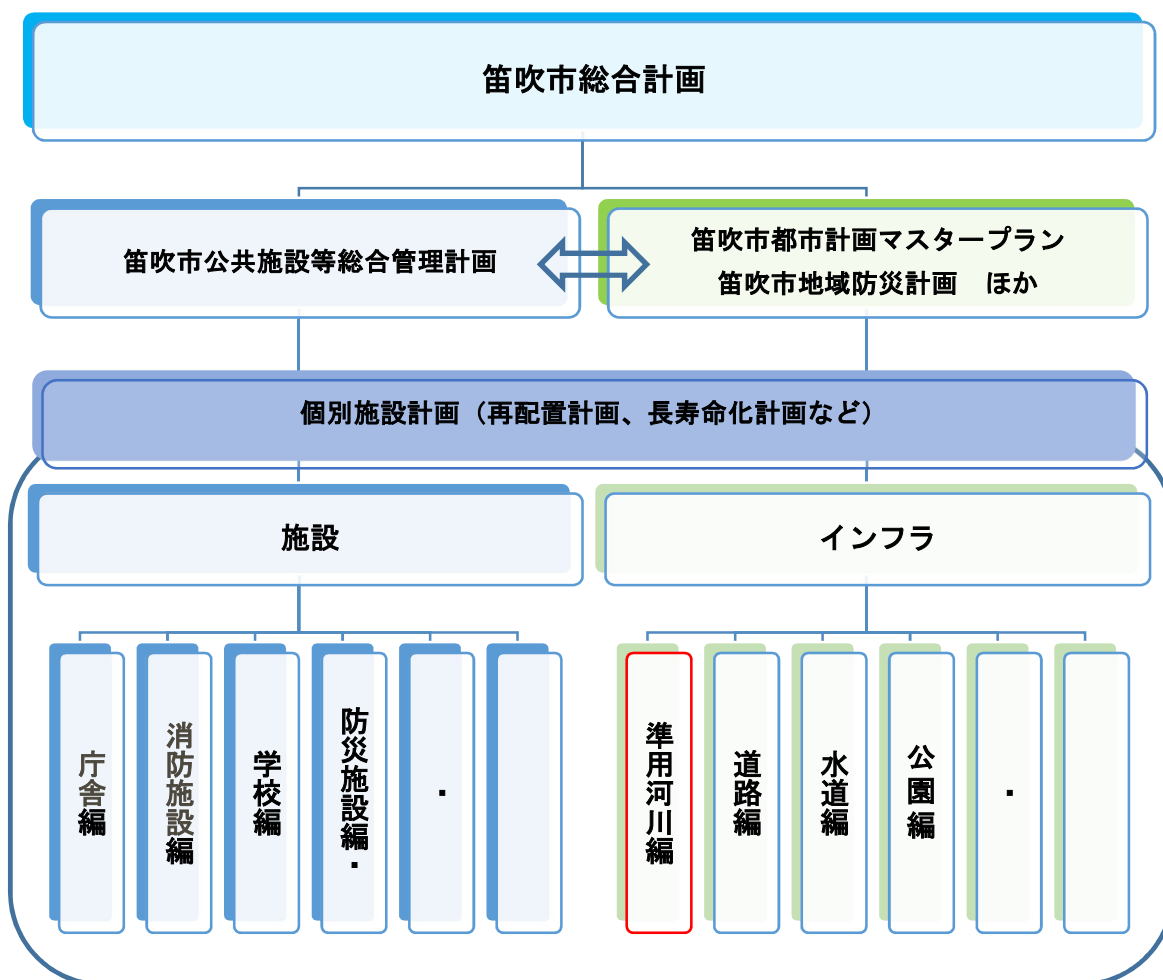
平成29年2月に策定した「笛吹市公共施設等総合管理計画」では、公共施設の将来更新費、財政見通しとの比較を行い、削減に向けた基本方針、施設類型別の管理に関する基本的な考え方を示しました。

今後、ますます厳しさを増すことが見込まれる財政状況からも、普通建設事業費の削減は必須であり、利用者の居住地域を想定する中で、公共施設の配置、インフラの長寿命化について、具体性を持った計画の策定が必要となっています。

本計画は、これらの背景や方針を踏まえ、準用河川及び水路に必要な機能を効率的に維持するため、中長期的な維持管理や改修等に係る更新コストの削減と平準化を目的として長寿命化計画（準用河川等編）を策定します。

## 2 笛吹市公共施設等総合管理計画と長寿命化計画の関係

本計画では、笛吹市公共施設等総合管理計画を具体的に推進するため、各施設やインフラの状況、果たしている機能や役割、対策の優先順位を明確化し、施設の複合化、集約化、転用や廃止、点検や修繕、更新の方向性を明記した具体的な計画として位置付けます。



## 第2章 長寿命化計画の対象施設と計画期間

### 1 長寿命化計画の対象

#### (1) 保有資産の状況

令和元年度末現在における市が管理する準用河川は次のとおりです。

No.	地域	水系	河川名	延長	流域面積
1	石和町	富士川	下平井川	1,700m	0.01 km <sup>2</sup>
2	石和町	富士川	寒川	1,000m	0.01 km <sup>2</sup>
3	御坂町	富士川	夏目川	3,000m	0.25 km <sup>2</sup>
4	御坂町	富士川	赤坂川	1,100m	0.45 km <sup>2</sup>
5	御坂町	富士川	成田川	1,100m	0.33 km <sup>2</sup>
6	一宮町	富士川	坪田川	1,300m	0.60 km <sup>2</sup>
7	一宮町	富士川	西田川	720m	0.84 km <sup>2</sup>
8	八代町	富士川	前川	2,145m	0.40 km <sup>2</sup>
9	八代町	富士川	大口川	800m	0.48 km <sup>2</sup>
10	春日居町	富士川	第一大川	850m	0.14 km <sup>2</sup>
11	春日居町	富士川	第二大川	1,420m	0.18 km <sup>2</sup>
12	春日居町	富士川	中川	1,600m	0.05 km <sup>2</sup>
13	春日居町	富士川	長慶川	1,650m	0.13 km <sup>2</sup>
14	春日居町	富士川	不動川	1,280m	0.24 km <sup>2</sup>
15	春日居町	富士川	中差川	780m	0.11 km <sup>2</sup>
合計				20,445m	4.22 km <sup>2</sup>

【準用河川】：1級、2級河川以外で、市長が指定した河川であり、河川法を準用する河川

【普通河川】：河川法の準用を受けず、市長が条例で定め管理している河川

#### (2) 施設等の配置

市が管理する準用河川は別紙の準用河川図のとおりです。

### 2 計画期間

本計画の対象期間は、2021年から2030年の10年間とします。

## 第3章 長寿命化計画の対象を取り巻く現状と課題

---

### 1 現在の課題

市内には、河川法の規定により国や県が管理する「一級河川」、市が管理する「準用河川」が定められています。

市が管理する準用河川においては、水路構造物等の経年劣化も進んでいる中で、これらは合併以前の旧町村時代から整備が行われてきており、機能を果たしている状況にあります。

しかしながら、この準用河川構造物等の現状把握ができておらず、パトロール及び市民からの要望や指摘などにより、維持管理を行なっている状況となっています。

現状、大雨などによる水害を想定した事前の補修や改良工事などについて、全体像を把握しきれていない課題があります。

### 2 将来の課題

現在、市が管理している準用河川や水路には、改修時期が不明なもの、現状把握が出来ていない河川があり、将来的な財政負担の予測が困難となっています。

将来的に現在の機能を担保するため、補修や改良工事に多額の費用を要する可能性があります。

また、近年各地でみられる局地的豪雨による河川氾濫などが頻発するなか、確率降水量の見直しが行われた場合は、国や県の改修状況に合わせ、準用河川を計画的に改修する必要性も考えられます。

## 第4章 管理に関する基本方針

---

### 1 インフラの考え方

市内には、河川法に規定する国や県が管理する一級河川、市が管理する15の準用河川と市の公共物管理条例で規定する普通河川があります。

準用河川は、総延長約20.4kmあり、流域面積4.22km<sup>2</sup>となっています。

普通河川は、市内を潤す涵養機能や防火水槽への配水、雨水排水の機能を有しており、準用河川は、普通河川と一級河川を繋ぐ重要な機能を有しています。それぞれ市民生活、生命や財産を守るための重要な機能を担っており、その機能を善良に維持することは、市民生活にとって必要不可欠なものとなっています。

また、近年、ゲリラ豪雨や集中豪雨が多数発生しており、準用河川や普通河川の流下機能の維持、管理の必要性は高まっていると考えられます。

### 2 長寿命化に向けた基本方針

市内に流れるすべての準用河川は、水防警報指定河川（水防法第10条の4第2項）に定められている富士川水系の河川であり、その機能不全は市民生活に多大な影響を及ぼすことになることから、パトロールによる確認と通報による現地確認を行う中で、維持管理、修繕を行い、機能の維持と長寿命化を図ります。

普通河川についても、行政区からの通報により現地確認を行い、維持管理、修繕を行い、機能の維持と長寿命化を図ります。

また、大規模な改修、改良については、下流に位置する国や県の河川改修の状況、直近の排水状況から、必要に応じて行います。

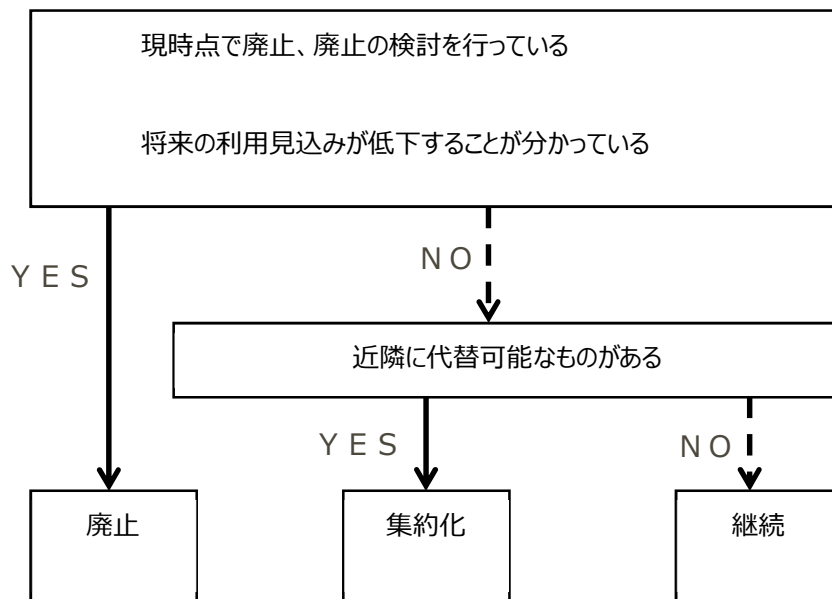
## 第5章 評価の方法

### 1 機能の必要性

次の基準により分類を行います。

分類	基準
廃止	現時点で廃止が決定している 現時点で廃止の検討を行っている 将来の利用見込みが低下することが分かっている 利用実態の無いことが明らかである
集約化・ 統合	上記の基準以外で、近隣に代替可能（迂回可能）な類似の施設等がある （例えば、公園、橋梁、道路など）
継続・ 維持	上記の基準以外で、 ライフラインとして必要不可欠なもの 法令等で義務付けられているもの ネットワーク上継続しなければならないもの

《フロー》





## 2 優先度

次の基準により優先度を定めます。

優先度	基準
高	準用河川
中	幹線となる普通河川
低	上記以外

## 第6章 個別施設管理方針等

### 1 優先度に応じた対策

第5章2で定めた優先度に応じた対策は、次のとおり行います。

優先度	対策	具体的な方法
高	予防保全型	点検で見つかった損傷や劣化した箇所について、報告に基づき、損傷や劣化が進行する前に修繕を行う。
中	現況把握型	パトロールで見つかった損傷や劣化した箇所について、現地確認、必要性を判断の後、修繕を行う。
低	事後保全型	パトロールや通報により、損傷した箇所の修繕を行う。

## 2 個別施設管理方針

「河川ごとの管理方針」「工程表」は、次のとおりです。

個別施設管理方針

NO	施設名称 (路線名等)	種別	路線の 位置 (地内)	延長(m)	流域面積(km <sup>2</sup> )	基準による 分類	優先度	対策の基 準	備考
1	下平井川	準用河川	石和町	1700	0.01	継続	高	高	
2	寒川	準用河川	石和町	1000	0.01	継続	高	高	
3	夏目川	準用河川	御坂町	3000	0.25	継続	高	高	
4	赤坂川	準用河川	御坂町	1100	0.45	継続	高	高	
5	成田川	準用河川	御坂町	1100	0.33	継続	高	高	
6	坪田川	準用河川	一宮町	1300	0.60	継続	高	高	
7	西田川	準用河川	一宮町	720	0.84	継続	高	高	
8	前川	準用河川	八代町	2145	0.40	継続	高	高	
9	大口川	準用河川	八代町	800	0.48	継続	高	高	
10	第一大川	準用河川	春日居町	850	0.14	継続	高	高	
11	第二大川	準用河川	春日居町	1420	0.18	継続	高	高	
12	中川	準用河川	春日居町	1600	0.05	継続	高	高	
13	長慶川	準用河川	春日居町	1650	0.13	継続	高	高	
14	不動川	準用河川	春日居町	1280	0.24	継続	高	高	
15	中差川	準用河川	春日居町	780	0.11	継続	高	高	
16	その他普通河川	普通河川	笛吹市	—	—	継続	低	低	



## 第7章 今後の対応方針と本計画の実現に向けて

---

パトロール、要望や通報による適切な維持管理や修繕により、河川の排水の機能を確保するとともに、構造物の長寿命化に取り組みます。

また、本計画に基づき、効率的かつ効果的な施設管理を進めていくため、PDCA サイクルを活用した計画の進行管理を行うとともに、確率降水量の見直し、国や県の河川改修状況など、本計画の推進に影響を及ぼす諸条件に大きな変化がある場合には、計画の見直しを行います。



長寿命化計画

(準用河川編)

令和3年3月

発行・編集：笛吹市役所 建設部 土木課